

「死亡を原因とした給付」

遺族基礎年金 未支給年金 死亡一時金・寡婦年金

ケーススタディー

『死亡者の遺族が来訪したとき』

死亡を原因とした給付



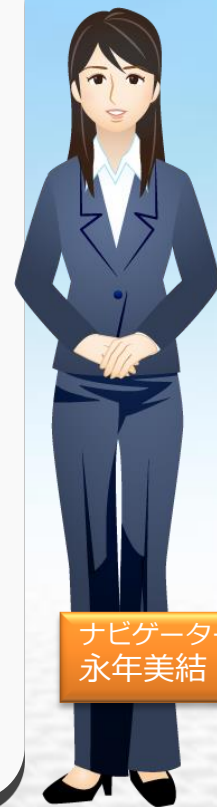
このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています



講師
工藤悠真

【学習目標】

- * 死亡関連の手続きのうち、どの給付の手続きをご案内すべきか判断するうえで確認しなければならないポイントを学ぶこと
- * 生計同一関係や生計維持関係の有無について確認できるようになること
- * 死亡関連の請求手続きの際に必要な添付書類について来訪者に説明できるようになること



ナビゲーター
永年美結

【死亡者の遺族が来訪したときの相談ポイント】

遺族基
礎年金

寡婦
年金

死亡
一時金

未支給
年金

手続きが必要な年金の種類を適切に判断する

講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

死亡を原因とした給付



相談者の状況

乙成町国民年金課窓口にて以下の男性が来訪

死亡者：日方 紀子（ひかた のりこ）
（55歳）

来訪者：日方 優作（ひかた ゆうさく）
（49歳）

※死亡者の実弟

来訪目的：葬儀社から亡くなった姉の年金の手続きが必要かもしれないと言われて来訪した



こんにちは、本日はどのようなご用件でいらっしゃいましたか？



姉が亡くなりまして、葬儀社の方から年金の手続きが必要かもしれないと言われたので来ました。姉は日方紀子（ひかたのりこ）と申します。



このたびはお悔やみ申し上げます。紀子様は、生前に年金を受け取っておられたのですね？



はい。姉は6年ほど前に耳が聞こえなくなったときから、障害年金をもらっていたと聞いてます。このほど、交通事故に遭ってしまいました・・・。



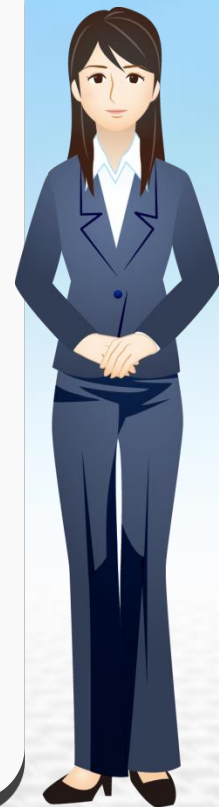
紀子様が受け取られていた障害年金の年金証書は持参いただきましたか？



持ってきました。これです。



ありがとうございます。拝見します。



<年金コード>

5 3 5 0

年金種別

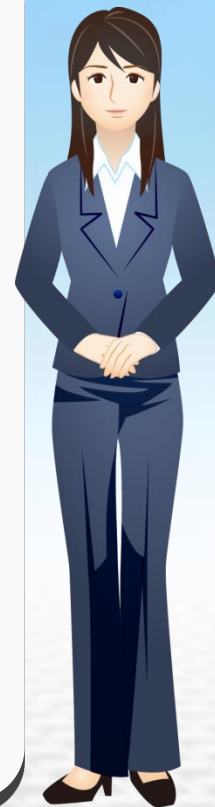
年金コード上2桁	年金種別（主なもの）
11	老齢基礎・老齢厚生年金・特別老齢年金
13	障害基礎・障害厚生年金
14	遺族基礎・遺族厚生年金
53	障害基礎年金
59	寡婦年金
63	障害基礎年金（20歳前初診）
64	遺族基礎年金

<年金コード>

5 3 5 0

年金制度

年金コード上3桁	年金制度
2	旧法国民年金
3	旧法厚生年金保険
4	旧法船員保険
5	新法
6	旧法共済年金
7	新法共済年金





・・・ありがとうございます。年金証書を拝見したところ、紀子様は、生前に障害基礎年金を受け取っていらっしゃったようですね。こちらの窓口でご相談を承ります。

ありがとうございます。



では、具体的な内容をご説明させていただく前に、たいへんお手数とは存じますが、ご本人確認をさせていただきます。ご本人確認ができる証明書類と、紀子様との身分関係を明らかにする証明書類を提示いただけないでしょうか。



私は運転免許証を持っています。その「身分関係を明らかにする証明書類」って何ですか？



紀子様とご姉弟であることを確認させていただきますので、戸籍謄本などがあればよいですね。



戸籍謄本でしたら、さっき隣の窓口で交付してもらいました。あと、姉の住民票の除票ももらっています。



ありがとうございます。拝見します。



来訪者氏名：日方 優作 (ひかた ゆうさく)

生年月日：昭和41年6月29日

死亡者氏名：日方 紀子 (ひかた のりこ)

生年月日：昭和35年4月23日

死亡年月日：平成27年9月10日

来訪者との続柄：姉

私は運転免許证を持っています。その「身分関係を明らかにする証明書類」というのは何ですか？



紀子様とご姉弟であることをご確認させていただいた場合、戸籍謄本などがあればよいですね。



戸籍謄本でし、さつ、お返ししてもらいました。と、らっています。



ありがとうございます。



死亡を原因とした給付

Q&A

問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してお案内するべきでしょうか？

考えてみてください。

遺族基礎年金
お手続きガイド

手続きに必要な条件などのご確認
遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な条件をご確認ください。

年金の受取り内容のご確認
遺族基礎年金の受取り内容をご確認ください。

年金額はいくら？

いくらお支払いですか？

請求書類のご準備
遺族基礎年金の受取り開始の日の前日までに請求書類を準備してください。また、年金が振り込まない場合は、ご連絡ください。

請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求開始にあたっての重要事項についてご確認ください。

2025年4月 4-20

未支給年金
お手続きガイド

手続きに必要な条件などのご確認
未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な条件をご確認ください。

年金の受取り内容のご確認
未支給年金の受取り内容をご確認ください。

請求書類のご準備
請求書と未支給の請求書と未支給の請求書の請求書類を準備してください。また、年金が振り込まない場合は、ご連絡ください。

請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求開始にあたっての重要事項についてご確認ください。

2025年4月 4-21

死亡一時金、寡婦年金
お手続きガイド

手続きに必要な条件などのご確認
死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な条件をご確認ください。

年金の受取り内容のご確認
死亡一時金、寡婦年金の受取り内容をご確認ください。

請求書類のご準備
請求書と死亡一時金の請求書と寡婦年金の請求書類を準備してください。また、年金が振り込まない場合は、ご連絡ください。

請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求開始にあたっての重要事項についてご確認ください。

2025年4月 4-22

問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してご案内するべきでしょうか？

考えてみてください。

解答

(1) 本人確認

最初に、年金を請求できる遺族の範囲に当てはまるかどうか確認すること



問 題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してお案内するべきでしょうか？

考えてみてください。

解 答

(2) 使用するお手続きガイドの種類

次のいずれかに該当しますか

- 父母 孫
 祖父母 兄弟姉妹



死亡一時金

未支給年金

 亡くなった方の要件

亡くなった方が**老齢基礎年金**または**障害基礎年金**のいずれも受け取ったことがない。

問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してご案内するべきでしょうか？

考えてみてください。

解答

(3) 生計同一関係の有無

No.1-2 年金を受け取るための要件

☑ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

① 死亡日においてAが死因者と生計上同一世帯に属していたとき

② 死亡日においてAが死因者と生計上世帯を異にしていたが、世帯が世帯員と同一であったとき

③ 死亡日においてAと死因者の世帯が世帯員と異なっていたが、次のいずれかに該当したとき

ア 認容を併し、かつ、消費生活上の生計を一つとしていたと認められるとき

イ 遺族会葬、埋葬または納骨葬儀等のほかを併し、葬儀による給付の受給者となっていたが、死亡による葬儀が認められ、その葬儀が別居したときは、認容を併し、消費生活上の生計を一つとしたと認められるとき

(イ) Aが死因者と別居して、または死因者からAに別居して、生活費、療養費等の経済的援助が提供されていたこと

(ロ) 死因者とAとの間に婚姻が存続し、認容があったこと

生計同一関係
要件
いずれか

2. 孫、絶縁孫、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

① 死亡日においてAが死因者と生計上同一世帯に属していたとき

② 死亡日においてAが死因者と生計上世帯を異にしていたが、世帯が世帯員と同一であったとき

③ 死亡日においてAと死因者の世帯が世帯員と異なっていたが、次のいずれかに該当したとき

ア 認容を併し、かつ、消費生活上の生計を一つとしていたと認められるとき

イ 別居に別居して、または別居から別居に別居して、生活費、療養費等について生計が基礎となる経済的援助が提供されていたと認められるとき

生計同一関係
要件
いずれか

問 題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのお手続きカードを使用してご案内するべきでしょうか？

考えてみてください。

解 答

(4) 先順位者の有無



順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の 3親等内の親族

- 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の年齢制限はありません。
- 該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

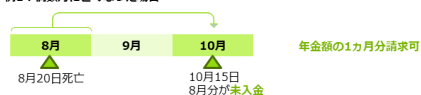
No.2-1 受取り内容

 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

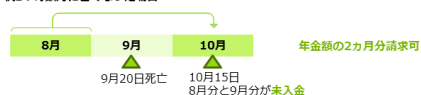
亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取る年金額が異なります。

受取内容

例1：偶数月に亡くなった場合



例2：奇数月に亡くなった場合



年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。



こちらをご覧ください。

戸籍謄本によると紀子様は9月10日に亡くなられていますので、ちょうどこちらに書かれていますように、2か月分の障害基礎年金が未入金分として残っている可能性があります。

そうですか・・・。その未入金分はどうなるのでしょうか？



未入金分がある場合には、一定の条件を満たす遺族の方が未支給年金として受け取れることがあります。具体的な説明に入る前に、未入金分が発生しているのかどうか確認してまいります。確認のため一旦席を離れますので少々お待ちください。

No.2-1 受取り内容

☑️ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

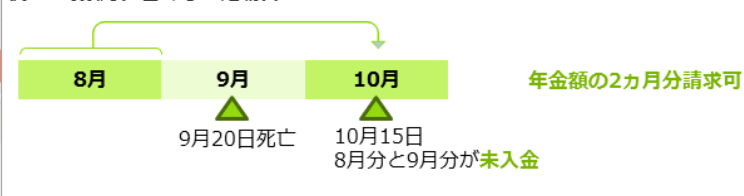
亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取る年金額が異なります。

受取内容

例1：偶数月に亡くなった場合



例2：奇数月に亡くなった場合



年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、金融機関へのお手続きも必要となります。



こちらをご覧ください。死亡した方が9月に亡くなられていますが、戸籍謄本による死亡届が10月10日に亡くなられていまして、戸籍謄本に書かれていますように、2か月の未支給年金が未入金分として残っています。

そうですか……。その未支給年金は、いくらあるんですか？



未支給年金は、死亡した月の翌月分まで請求できます。死亡したのが9月20日の場合は、8月分と9月分が未入金分として残っています。



受給者氏名：日方 紀子 (ひかた のりこ)

生年月日：昭和35年4月23日

障害基礎年金の
受給権発生日：平成21年3月3日

平成27年8月分・9月分が未支給年金



No.1-1 年金を受け取るための要件

 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

順位	遺族	
1	配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができ先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたもののみなされます。 遺族の年齢制限はありません。 該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。
2	子	
3	父母	
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	上記以外の3親等内の親族	

⇒ 遺族の範囲

 亡くなった方の要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。

- 年金を受け取る前に亡くなったとき
- 年金（※）を受け取る権利はあったが、請求しないうちに亡くなったとき

※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金

⇒ 未-No.2



たいへんお待たせしました。ただいま確認しましたところ、障害基礎年金の未入金分が残っておりましたので、こちらの窓口で未支給年金のご請求手続きができる可能性があります。こちらをご覧ください。

ここに書いてある一定の要件を満たす遺族の方は、未支給年金を受け取ることができます。遺族の要件を満たしているか確認するために、いくつか質問をさせていただきます。ご家族のことなどプライバシーに関わるお尋ねもしますがよろしいでしょうか。

ええ、構いませんよ。お願いします。





それでは、質問を始めさせていただきます。紀子様が亡くなられたとき、紀子様と優作様は同居されていましたか？

いいえ。姉と同居してはいませんでした。



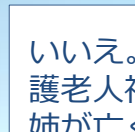
では、紀子様と同居されている方はいらっしゃいましたか？

もともとは母と一緒に住んでいました。





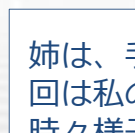
ご提示いただいた戸籍謄本によりますと・・・
お母様のお名前は千鶴様ですね。亡くなられた
ときは、紀子様と千鶴様は同居されていた
か？



いいえ。色々と事情があって、母は半年前に介
護老人福祉施設に入居したんです。ですから、
姉が亡くなったとき、母とは同居していません
でした。



そうしますと、千鶴様が施設に入居された後、
紀様が日常生活を送るうえでの支援をされて
いた方はいらっしゃいますか？



姉は、手話講習会に通っていらしたので、週1
回は私の車で送り迎えしていました。あとは、
時々様子を見に行くついでに食べ物の差し入れ
をしていましたね。





生活費や療養費などに充てるための仕送りはされてい
ましたか？



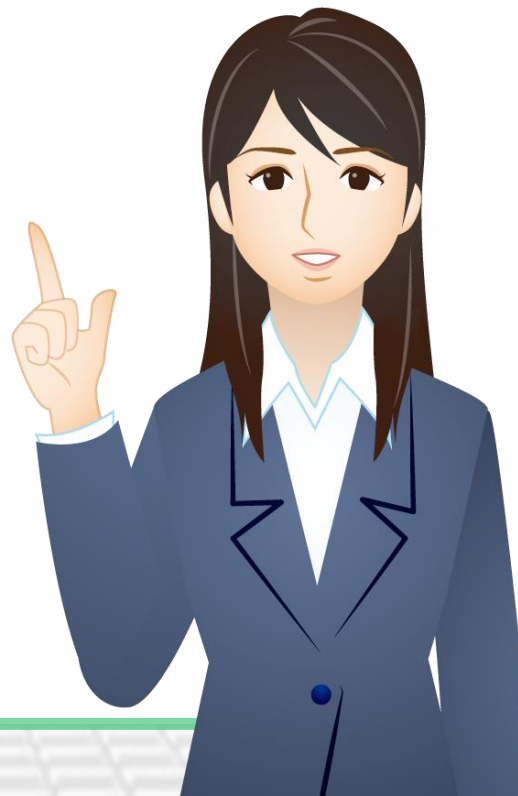
姉に直接お金を渡したり振り込んだりはして
いませんでしたが、水道光熱費なんかはすべて私
が支払っていました。

死亡を原因とした給付

Q&A

問 題

聞き取った内容から、
紀子さんと優作さんの生計同一
関係の有無、先順位者の有無に
ついて考えてみてください。



問 題

「生計の基盤となる経済的
援助」に該当するか？

解 答

(1) 生計同一関係の有無

- ① 優作さんは、週1回程度、紀子さんを車で手話講習会に送り迎えしていた
- ② 優作さんは、紀子さんの様子を見に行くついでに食べ物の差し入れをしていた
- ③ 紀子さんが負担すべき水道光熱費を優作さんが支払っていた

問 題

「生計の基盤となる経済的
援助」に該当するか？



認定対象者の収入、生活費、療養費などの支出の金額などを総合的に勘案して、日常生活を送るうえで仕送り等の経済的援助を必要とする者なのかどうか

解 答

(1) 生計同一関係の有無

- ① 優作さんは、紀子さんを車で手話講習会まで迎えに行っていた
該当する
- ② 優作さんは、紀子さんの様子を見に行っていたが、何もしてあげなかった
該当するとは言えない
- ③ 紀子さんが負担していた水道光熱費を優作さんが負担していた
該当する

問題

「生計の
援助」1. Aが配偶者または子生計同一
要件
いずれか「生計の基盤となる
経済的援助」である
必要はない

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 单身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aから死亡者に対して、または死亡者からAに対して、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

有無

紀子さんを
えしていたの様子を見に
差し入れをし

水道光熱費を

問題

聞き取った内容から、
紀子さんと優作さんの生計同一
関係の有無、先順位者の有無に
ついて考えてみてください。

解答

(2) 先順位者の有無

✓ 遺族の要件

要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の 3親等内の親族

- 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができない先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたもののみなされます。
- 遺族の年齢制限はありません。
- 該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出してください。

問題

聞き取った
紀子さんの
関係の事
について表

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

No.1-1 年金を受け取るための要件

 遺族の要件

受取要件

死亡日において、亡くなった方と**生計を同じくしていた**次の遺族に限られています。

順位	遺族	
1	配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものと同みなされます。 遺族の年齢制限はありません。 該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。
2	子	
3	父母	
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	上記以外の3親等内の親族	

 遺族の範囲


こちらをご覧ください。
未支給年金を請求できる遺族には順位があります。優作様は第6順位ですが、千鶴様が第3順位になりますので、千鶴様が第3順位者となる可能性もあります。

そうすると、私ではなく母が未支給年金を受け取ることになるんですか？



No.1-2 年金を受け取るための要件

 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

 生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aから死亡者に対して、または死亡者からAに対して、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

 生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき



それは、紀子様が亡くなられた当時、千鶴様と紀子様が生計を同じくしていたかどうかによります。こちらをご覧ください。

紀子様が亡くなられた当時、紀子様と千鶴様が別居していた場合、千鶴様から紀子様に対して、または紀子様から千鶴様に対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるときは、生計を同じくしていたと言えます。千鶴様と紀子様が生計を同じくしていた場合には、千鶴様が先順位者となりますので、優作様が未支給年金を受け取ることはできません。

母は施設に入っていて、姉も耳が聞こえなくて障害がある状況でしたので、お互いに経済的な援助なんてできるはずないですよ。





かしこまりました。ところで、戸籍謄本によりますと・・・優作様にはお兄様の健司様もいらっしゃいますね。



はい。兄は婿養子に入って奥さんの両親と暮らしていますよ。母の入所が決まってから、これからどうしていこうかと兄と話し合いをした結果、母の面倒は兄が見て、姉の生活の支援を私がするという事に決まったんです。



そうですか。では、簡単な聞き取りは以上となります。ありがとうございました。それでは、未支給年金のご請求手続きについてご案内させていただきます。いくつかの必要書類がございますので用意してまいります。少々お待ちください。

請求順位チェックシート

※ 〇 内は、それぞれ請求の順位を表す。
 ※ 死亡者の配偶者以外の親族は全て第7順位。

(5) 祖父母	(7) 曾祖父母
(3) 父母	(7) 叔父母母 【注】三親等直系血族
死亡者（受給権者）	(6) 兄弟姉妹
(2) 子	(7) 甥姪 【注】三親等直系血族
(4) 孫	(1) 配偶者
	(7) 曾孫

20150401 A-28 4



かしこまりました。戸籍謄本により
 ますと・・・優
 の健司様もい
 らっしゃいます



はい。兄は婿養子に入って奥さんと暮ら
 していますよ。母の入所が決ま、これ
 からどうしていこうかと兄と、したそ
 の結果、母の面倒は兄が、
 を私がするという



そり
 な

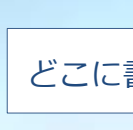


死亡を原因とした給付

必要書類の案内



それでは、こちらの必要書類リストを使って順番にご説明します。
 まず、こちらが未支給年金の請求書です。こちらに必要項目を漏れなく記入いただく必要があります。



どこに書けばいいですか？



こちらに記入例がありますので、参考にしてください。

様式第514号
 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
 未支給【年金・保険給付】請求書

45 46 48
 死亡した受給権者
 請求される方
 受給権者

基礎年金番号
 年金コード
 氏名
 生年月日
 死亡年月日

氏名
 住所
 郵便番号
 電話番号

1 金融機関
 2 ゆうちょ銀行
 3 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じっていたような人がいましたか。

死亡した受給権者と請求者の住所が別府県に異なるが、生計を同じっていた場合は「別府県に異なることについての理由書」が必要となります。

平成 年 月 日 提出

市区町村 受付年月日
 年金事務所 受付年月日
 日本年金機構 受付年月日

○～○は記入上の注意などをご確認ください。○～○は記入上の注意などをご確認ください。○～○は記入上の注意などをご確認ください。

死亡した受給権者と請求者の住所が別府県に異なるが、生計を同じっていた場合は「別府県に異なることについての理由書」が必要となります。

市区町村 受付年月日
 年金事務所 受付年月日
 日本年金機構 受付年月日

平成 年 月 日 提出
 年金事務所
 未支給給付同時請求 有()無()
 死亡届の届付有・無

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
未支給【年金・保険給付】請求書

B C

45	46	48																							
死亡した受給権者	① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	基礎年金番号										年金コード (複数請求する場合は右の欄に記入)	5	3	5	0									
	② 生年月日	明治	大正	昭和	平成	1	2	3	4	5	6	1	1	5	0	年	0	6	月	0	3	日			
	③ (フリガナ) 氏名	ネンキン 年金										タロウ 太郎													
	④ 死亡した年月日	昭和	平成	2	7	年	0	4	月	0	2	日													
	⑤ (フリガナ) 氏名	ネンキン 年金										ハナコ 花子						⑥ 続柄	妻						
請求される方	⑦ 郵便番号	1 6 8 - 8 5 0 5					⑧ 電話番号						0 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0												
	⑨ (フリガナ) 住所	スギナミ 杉並										タカイドニシ 高井戸西						3 - 5 - 2 4							
	⑩ 受取機関 (「いずれかを選んで」) (ゆうちょ銀行を除く)	1 金融機関										ABC						⑪ 預金種別				⑫ 預金口座の口座番号			
		タカイド 高井戸										⑬ 金融機関の証明						⑭ 金融機関の証明				ABC銀行			
者	2 ゆうちょ銀行(郵便局)										貯金通帳の口座番号						ゆうちょ銀行(郵便局)の証明								
											印						印								

〇〇〇「記入上の注意」などをよく読んでから記入してください。
 「※」印欄は、記入しないでください。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金受給権者死亡届(報告書)記載例

様式第515号の1

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
年金受給権者死亡届(報告書)(副)

B C

2. 死亡した受給権者の年金証書

年金証書を添付できない方は、その事由について以下の項目に○印を記入してください。

(事由)

ア 廃棄しました。 (27 年 4 月 8 日)
 イ、 見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。
 ウ、 その他 ()

㊦ 備 考

読
だ
さ
い。

(事由)
 ア 廃棄しました。 (27 年 4 月 8 日)
 イ、 見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。
 ウ、 その他 ()

㊦ 備 考

出 区 界 村
受付年月日

年金事務所
受付年月日

日付公認印
受付年月日

平成 27 年 4 月 15 日 提出

年金事務所記入欄
 遺族給付受給請求書(有)欄
 遺族年金請求書(有)欄



次に、こちらの「生計同一関係の申立書」に記入いただきます。記入いただいた内容は、未支給年金の受給要件の有無を確認するために活用させていただきます。

どの程度書いたらいいのでしょうか。



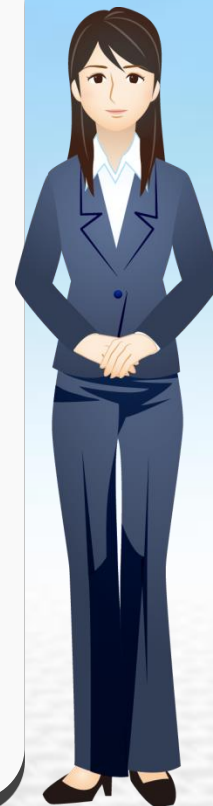
先ほどお話しいただいた内容を踏まえて丁寧に記入いただく必要があります。これから記入方法をご説明します。

生計維持関係等の認定基準

- ② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が死亡した者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族である場合
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
- (イ) 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

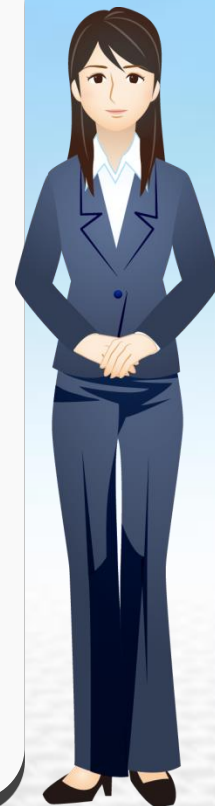
別表2 生計同一に関する認定関係

認定対象者の状況区分	提出書類
②-ウ- (イ)	<u>a それぞれの住民票（世帯全員）の写</u> <u>b 経済的援助についての申立書</u> <u>c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類</u>



それぞれの住民票（世帯全員）の写

- ① 紀子さんの住民票の除票
- ② 紀子さんが亡くなった当時、紀子さんと住民票上同一世帯に属していた者がいる場合には、
紀子さんの世帯全員の住民票
- ③ 優作さんの世帯全員の住民票

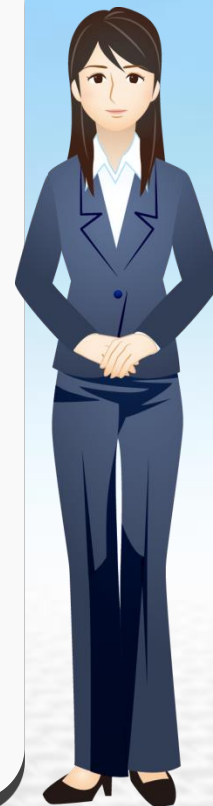


それぞれの住民票（世帯全員）の写

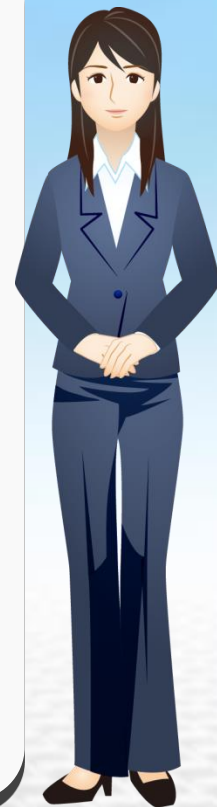
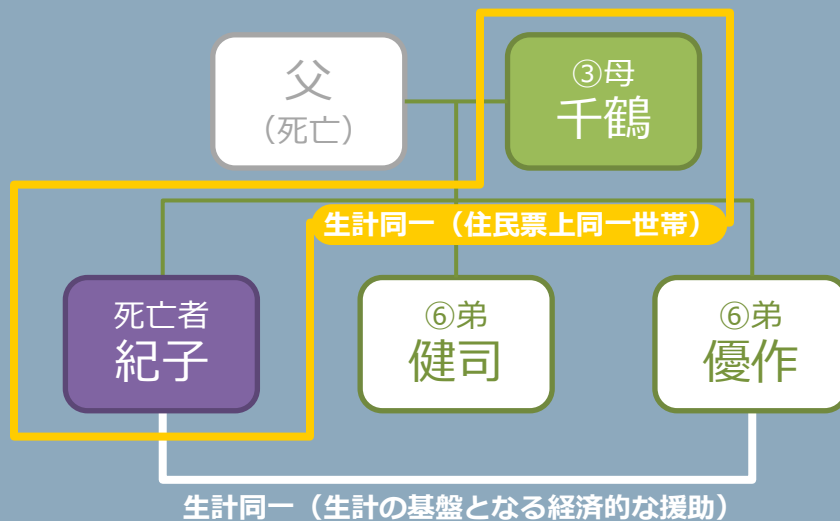
生計維持関係等の認定基準

別表2 生計同一に関する認定関係

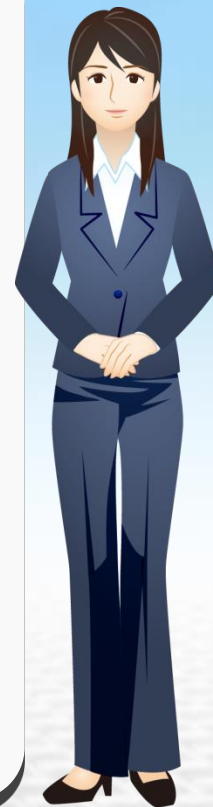
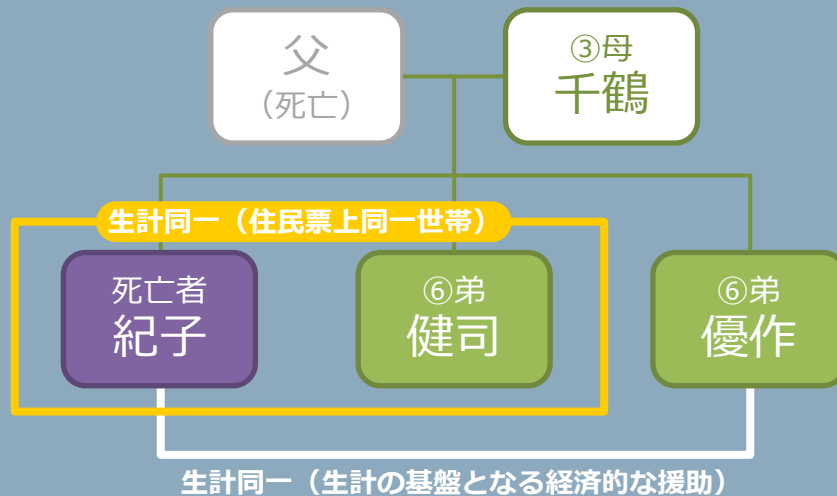
認定対象者の状況区分	提出書類
②-ウ-（イ）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 経済的援助についての申立書 c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類



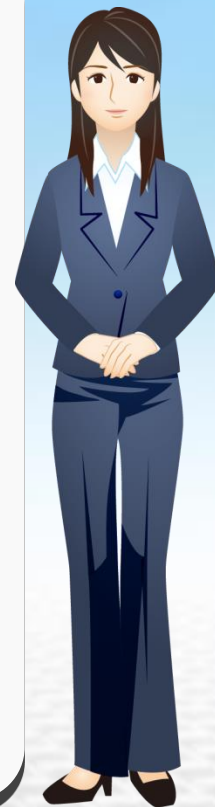
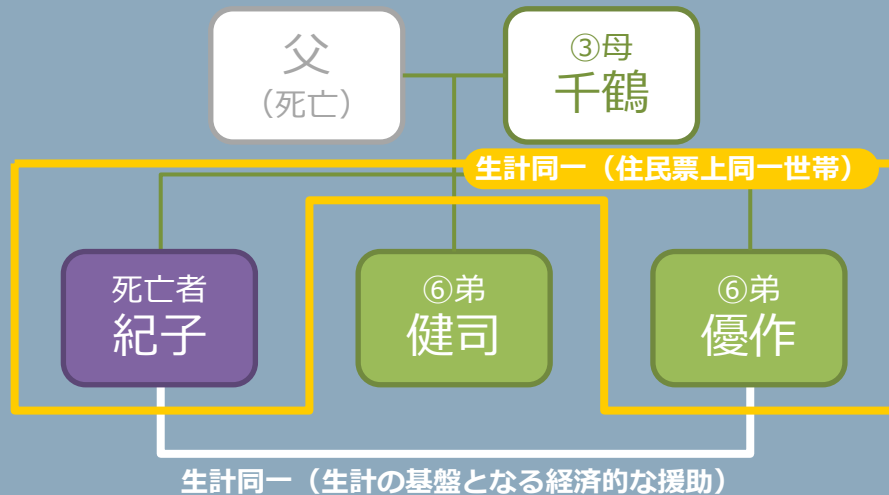
② 紀子さんの世帯全員の住民票



② 紀子さんの世帯全員の住民票



- ② 紀子さんの世帯全員の住民票、または
- ③ 優作さんの世帯全員の住民票



経済的援助についての申立書

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係に関する申立書

1. 亡くなった方と、別世帯となっていたこと、または、別居していたことについて、その理由を教えてください。

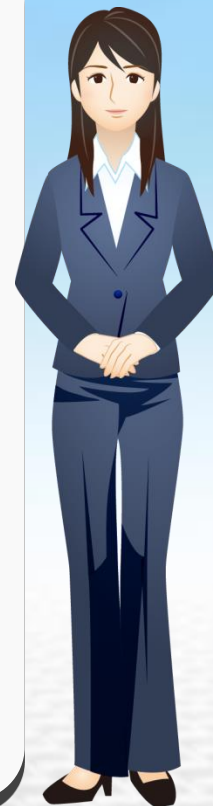
2.

本ケースでは記入不要

認定対象者が「配偶者または子」の場合に記入

20150401 A-27 15

20150401 A-27 16





2. 亡くなった方と、住所が住民票上異なっていた方にお尋ねします。

(1) 亡くなった方と現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしておりましたか？
(はい いいえ)

(2) 上記(1)で「はい」の場合には、亡くなった方との同居生活の状況を教えてください。

(3) 上記(1)で「いいえ」と回答した方にお尋ねします。

① 亡くなった方から定期的な仕送りなどの経済的援助を受けておりましたか？
(受けていた 受けていない)

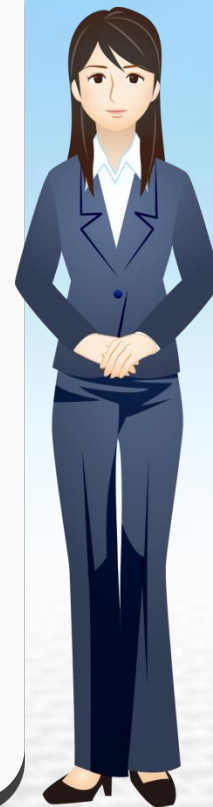
② あなた様から亡くなった方に対して定期的な仕送りなどの経済的援助をしておりましたか？
(していた していません)

③ 上記①または②における経済的援助の内容を教えてください。

(ア) 経済的援助の頻度 (年 月 約 1 回程度)

(イ) 経済的援助の内容、その目的など

母(千鶴)の介護老人福祉施設入居に伴って、別居の兄(健司)と話し合いのうえ、紀子が負担すべき水道光熱費などについて、月20,000円程度を支払っていた。





経済的援助についての申立書

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係に関する申立書

④ 亡くなった方との間の定期的な音信・訪問の状況について教えてください。

(ア) 音信・訪問の手段 (紀子の住居を直接訪問していた)

(イ) 音信・訪問の頻度 (年 月 約 5 回程度)

(ウ) 音信・訪問の内容、その目的など

週1回程度、紀子が手話講習会に出席するために、私が紀子を車で送り迎えしていた。(ガソリン代は毎月3000円を負担、送迎の所要時間は月6時間程度)
また、時々、紀子の様子を見に行くついでに、食べ物の差し入れをしていた。

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

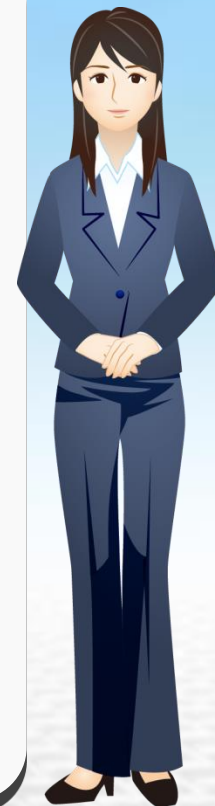
生計同一関係に関する申立書

生計同一関係に関する申立書

※ 亡くなった方との間の定期的な音信・訪問の状況について教えてください。

(ア) 音信・訪問の手段

20150401 A-27 15 20150401 A-27 16



第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

生計同一関係に関する申立書

生計同一関係に関する申立書

4. 第三者による証明欄

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

上記の事実と相違ないことを証明します。
また、私は、請求者及び亡くなった者の民法上の三親等内の親族ではありません。

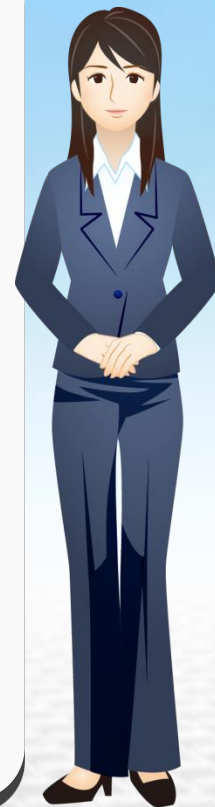
住所 _____

氏名 _____

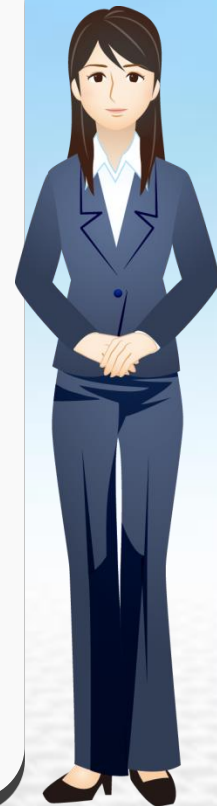
日本年金機構理事長 殿

20150401 A-27 15

20150401 A-27 16



第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

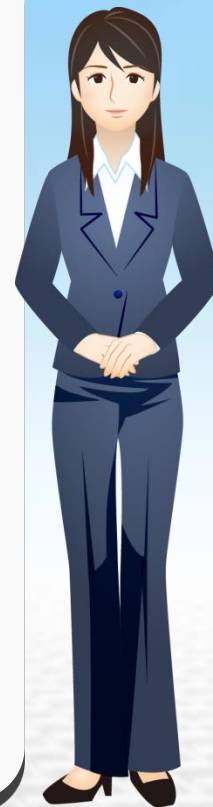


第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

生計維持関係等の認定基準

別表4 生計同一関係を証明する書類

事項	提出書類
①健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写
②給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写
③税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写
④定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写
⑤その他①～④に準ずる場合	その事実を証する書類





・・・これでよし、と。記入できました。こんな感じでどうでしょうか？



はい・・・これは、水道光熱費などを負担しているところで、水道光熱費などの証明書類を何かお持ちでしたら、その証明書類がない場合は、その申立書に記入いただいた内容に照らして証明を取得したうえで添付していただく必要があります。



水道光熱費は、毎月お支払い済みで、お持ちの領収書もあれば、その領収書もあつたので、確認していただく





預金通帳と領収書に申立書…記載内容はあっていますね。これで大丈夫です。預金通帳と領収書について、コピーを取ってもよろしいですか？

どうぞ。



・・・ありがとうございました。お返しします。あとは住民票があれば必要な書類が揃います。先ほど紀子様の住民票の除票をお取りいただいたと伺いましたが、優作様の世帯全員の住民票はお持ちでしょうか？

あ、いえ、私の分は持ってないですね。





それでしたら、隣の戸籍住民課で交付できますのでこのあと請求してきていただけますでしょうか？ 優作様の世帯全員の住民票をご請求ください。



はい、わかりました。



優作様の住民票をお受け取りになりましたらもう一度こちらの窓口へお越してください。



私の住民票をもらってきました。



ありがとうございます。すでにご請求に必要な書類がすべて揃ったので、順番に確認させていただきます。

お願いします。





未支給年金請求書、紀子様の年金証書、優作様の預金通帳のコピー、戸籍謄本、紀子様の住民票除票と優作様の世帯全員の住民票、生計同一関係申立書、それから水道光熱費の領収書コピーですね。

では請求書を受理させていただきます。審査には3~4か月程度かかりますが、支給が決定しましたら未支給年金決定通知書が届きます。それからおおむね50日後に指定口座へお振り込みとなります。

わかりました。



【国民年金】未支給年金 説明事項のご確認

● 年金の受給要件（年金を受け取るための要件）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・左記以外の3親等内の親族に該当します。 (生計については、審査により該当と判断されない場合があります。)
<input type="checkbox"/>	亡くなった方が必要な要件を満たしています。

● 年金の受取り

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	受取り内容の説明を受けました。
<input type="checkbox"/>	未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
<input type="checkbox"/>	同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。

上記について説明を受けました。

平成○○年○月○日

氏名 _____



最後になります。これからご説明した事項をまとめておに書かれている内容について説明をご確認のうえ、こちらに本日の記入をお願いします。

はい・・・書きました。



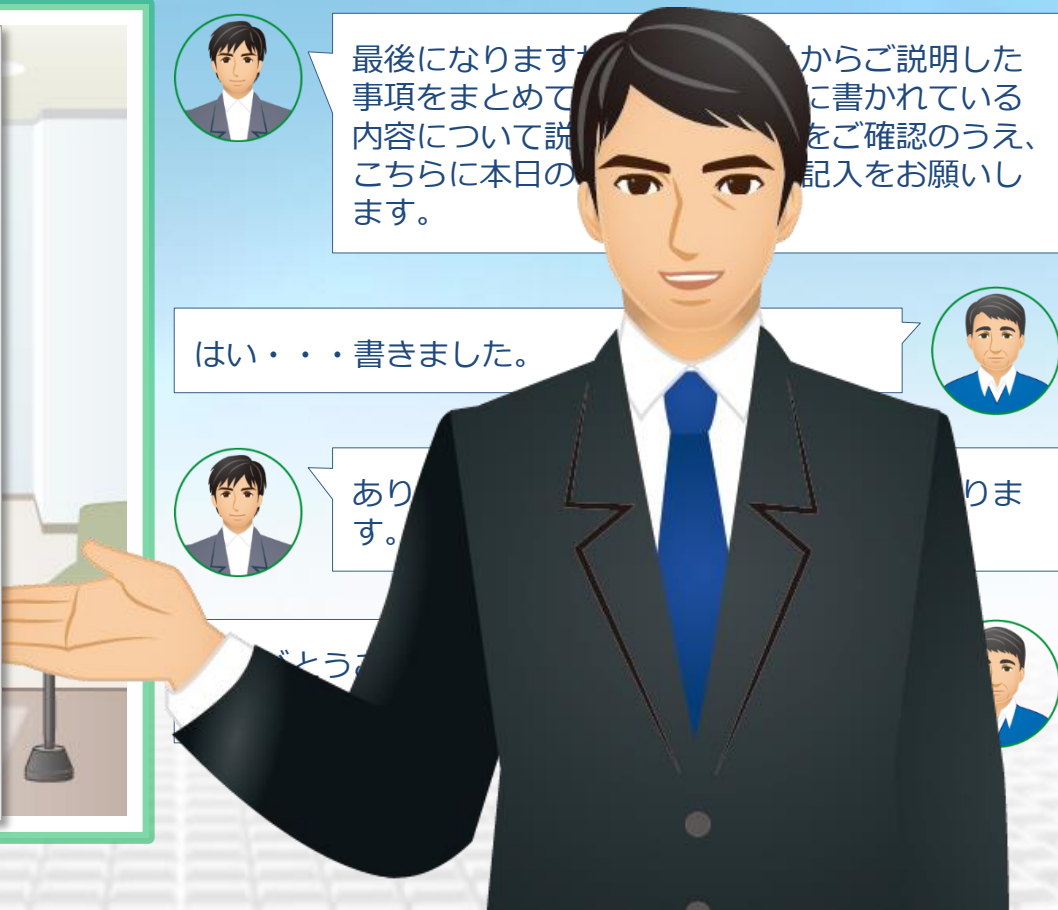
ありがとうございます。



りま



ごとう



死亡を原因とした給付



遺族基礎年金
お手続きガイド

- 手続きに必要な要件などの確認
遺族基礎年金の申請は本人またはご家族、遺族が申請することができます。
- 年金の受取の届出の確認
遺族基礎年金の受取は本人にて確認が必要です。
 手続きの可否？
 受付の申し込み？
- 請求書送付のご案内
請求書は本人またはご家族が申請書類と一緒に提出してください。また、請求書送付の案内が郵送でお知らせいたします。
- 請求書送付の届出と受取開始の確認
請求書が提出された後、請求書送付の届出と受取開始の確認を行います。

未支給年金
お手続きガイド

- 手続きに必要な要件などの確認
未支給年金の申請は本人またはご家族、遺族が申請することができます。
- 年金の受取の届出の確認
未支給年金の受取は本人にて確認が必要です。
- 請求書送付のご案内
請求書は本人またはご家族が申請書類と一緒に提出してください。また、請求書送付の案内が郵送でお知らせいたします。
- 請求書送付の届出と受取開始の確認
請求書が提出された後、請求書送付の届出と受取開始の確認を行います。

死亡一時金、寡婦年金
お手続きガイド

- 手続きに必要な要件などの確認
死亡一時金、寡婦年金の申請は本人またはご家族、遺族が申請することができます。
- 年金の受取の届出の確認
死亡一時金、寡婦年金の受取は本人にて確認が必要です。
 死亡一時金
 寡婦年金
- 請求書送付のご案内
請求書は本人またはご家族が申請書類と一緒に提出してください。また、請求書送付の案内が郵送でお知らせいたします。
- 請求書送付の届出と受取開始の確認
請求書が提出された後、請求書送付の届出と受取開始の確認を行います。

